

事業所の皆様へ

- (1) 新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザと同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つこと、また、3つの「密」が重なること（換気の悪い密閉空間、多数が集まる場所、間近での会話や発声をする密接場面）を避けることが重要です。
- (2) 感染者が増加している地域からの転入者等への対応については、事業所の判断により2週間程度の外出自粛や健康観察の実施をお願いします。その後、以下のフローによりご判断ください。

風邪症状や発熱（概ね 37.5℃以上）や呼吸器症状があるかどうかを確認

症状が疑われる場合

特に症状がない場合

他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、症状が4日以上継続した場合は、速やかに出水保健所「帰国者・接触者相談センター」（☎0996-62-1636）に電話連絡し、センターの指示に従って行動してください。

社内での感染防止のための必要な措置を講じてください。
ただし、症状が出現した場合には、左記の「感染が疑われる場合」に従ってください。

- (3) 新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報を厚生労働省ホームページや県ホームページなどから入手し、最寄りの保健所などの関係機関と十分連携してください。また、これらの情報を従業員に提供してください。
- (4) 事業所内において従業員等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、従業員等の人権に十分に配慮してください。